二　財務諸表（通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）の要約
三　財務情報
イ　財務諸表に記載された事項の概要
ロ　重要な施設等の整備等の状況
ハ　予算及び決算の概要
ニ　経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況
四　事業に関する説明
イ　財源の内訳
ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明
3　事業報告書には、年度計画に記載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

本則に次の二条を加える。

（内部組織）

第二十五条　機構に係る通則法第五十条の六第一号の主務省令で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として農林水産大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として農林水産大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第二十六条　機構に係る通則法第五十条の六第二号の主務省令で定める管理又は監督の地位は、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして農林水産大臣が定めるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（業務実績等報告書に関する経過措置）

第二条　独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（次条において「新省令」という。）第八条第一項の規定の適用については、同項の表中「通則法第二十九条第二項第二号に」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（次号において「旧法」という。）第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九条第二項第二号から第五号」とあるのは「旧法第二十九条第二項第二号から第五号」とする。

（事業報告書の作成に関する経過措置）

第三条　新省令第十七条第三項の規定は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則の一部改正）

第四条　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則（昭和四十年農林省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「（交付対象数量）」に改める。

第十五条第一項中「独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」を「独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に、「第一条第一号イ」を「第四条第一号イ」に改め、同条第二項中「第一条各号」を「第四条各号」に改める。

第十六条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に、「第十条第二項中「金額」を「第十一条第二項中「金額及び」に、「繰入金」を「金額並びに」に、「経費に」とあるのは「経費に」を「充てる場合及び」とあるのは「に」に、「それぞれ」を「、拠出金に係る部分にあっては」と、「充てる場合に」とあるのは「それぞれ充てる場合に」に改める。

（肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則の一部改正）

第五条　肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則（平成元年農林水産省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」を「独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に、「第二条各号」を「第四条各号」に改める。

○農林水産省令第三十一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第二項及び第三十九条第一項の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日　農林水産大臣　林　芳正

独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十五年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第七条において」を「以下」に改める。

第十八条（見出しを含む。）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条を第二十条とする。

第十七条（見出しを含む。）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条を第十九条とし、第十六条を第十八条とし、第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とする。

第十三条第一項中「第三十条第二項第四号の二」を「第三十条第二項第五号」に改め、同条を第十五条とし、第十二条を第十四条とする。

第十一条中「第十九条第一項」を「第十九条」に改め、同条を第十三条とする。

第十条中「第十七条第一項」を「第十七条」に改め、同条を第十二条とし、第九条を第十一条とする。

第八条中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（会計監査報告の作成）

第十条　信用基金が行う農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る通則法第三十九条第一項の規定による会計監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　信用基金の役員（監事を除く。）及び職員

二　その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者